

(案)

平成21年12月 日  
社 会 保 険 庁厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る  
社会保険事務所段階での回復について

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る回復の申立てについては、平成20年12月25日から、ご本人が従業員であり、給与明細書や雇用保険の記録等により申立内容に対応する給与実態が確認できるなど一定の条件を満たす場合については、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところです。

さらに、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者については、平成21年5月1日に発出した通知（以下「5月発出の通知」という。）により、給与明細書や雇用保険の記録等がない場合であっても、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実に反する処理が行われたと認められる場合においては、社会保険事務所段階において、記録回復を行っているところです。

今般、当該約6万9千件の記録に係る者の事案について、その処理の更なる迅速化を図るため、本日、5月発出の通知を廃止し、下記の内容の新たな通知（以下「本通知」という。）を社会保険事務局に発出しましたので、お知らせいたします。

## 記

1 本通知による社会保険事務所段階における年金記録の回復を行う対象者は、不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた下記の3条件（※）のすべてに該当する約6万9千件の記録に係る者（以下「対象者」という。）とする。

（※）不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

2 対象者の年金記録に係る申立てについては、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の回復を行う。

なお、申立ての内容が以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従つて、第三者委員会に送付する。

- ① 申立人が当該法人の役員（事業主を含む。）であった場合
- ② 事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたこと（申立人が社会保険事務を自ら担当し関与していたことを含む。）が確認できる場合
- ③ 標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実に即したものである可能性が確認できる場合

（例）

- ◇ 社会保険庁の保有する原簿や届書及び添付書類等から標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合
- ◇ 事業主から標準報酬月額算定基礎届が提出されず、保険者算定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実に即していないことが判明し、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 申立ての内容が、既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案）についての再申立てである場合

なお、本通知により社会保険事務所段階において年金記録の回復を行った場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け府保険発第0919001号）に準じて対応する。

3 本人から申立てを受ける際には、「今回の申立てにより年金記録の回復を行った場合においても、その後事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立ての内容が事実と相違することが判明した場合には、判明した内容に沿つて再度記録を訂正することとなり、その結果、年金の過払いが確認できた場合には、その分を返還いただくこととなる」ことを説明した上で、申立人から署名をしていただく。

なお、当該申立てを契機として、新たに事業主等への調査を行うことはしないが、約2万件戸別訪問調査等において既に当該社会保険事務所で事業主等への調査を行っており、事業主等が申立人の事案と同時期の遡及訂正処理について事実と相違ない旨の回答をしている場合は、当該事業主等の同意を得た上で、本人にその旨を説明する。

4 年金記録の回復を行った場合において、事後的に申立内容が事実と相違することが判明した場合には、判明した内容に沿って再度記録を訂正し、その結果、年金の過払いが確認できた場合には、その分の返還を求めるものとする。

なお、偽りその他の不正手段により保険給付を受けた場合には、厚生年金保険法第40条の2の規定等に基づき、その者に対し、不正手段による受給額を徴収することができることとされているほか、不正受給の翌日から年率14.6%の延滞金を課すことができることとされているところであり、このような事案が生じた場合には、具体的な対応について本庁と協議するものとする。

## 標準報酬額及訂正事案6. 9万件に係る「従業員ケースの救済」について

## 現行の取扱い

- 1 本人に、「事業主・役員 or 従業員」、「事実と相違あり or なし」、「訂正の意思あり or なし」及び「事業主等からの説明に同意 or 同意なし」の旨を確認  
 □ 「従業員」であつて、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答
- 2 確かに「従業員」であったかの確認(雇用保険記録又は法人登記簿謄本により確認)  
 □ 「従業員」であつたことを確認
- 3 適正な処理であつたことを示す書類等が社会保険事務所にないかを確認  
 □ 適正な処理であつたことを示す書類等はない
- 4 下記(1)又は(2)により、事実に反して訂正されていることを確認  
 (1)事業所の全喪日以後に遡及訂正処理が行われており、下記の確認手段で当時の給与や勤務の実態が確認できる  
 [確認手段]  
 ① 本人が保有している書類により確認(給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書等)  
 ② 上記①のほか、社会保険事務所が各種記録により確認(雇用保険受給資格者証情報、厚生年金基金の記録、所得関係情報(確定申告書の写し等)等)  
 (2)上記(1)の確認ができなかつた場合でも、事業主等への調査及び社会保険事務所の調査を行い、下記の確認手段で、事実に反して訂正されていることが確認できる  
 [確認手段]  
 ③ 事業主等の証言  
 ④ 社会保険事務所にある書類等(滞納処分票、遡及訂正処理の履歴等)  
 ⑤ 社会保険事務所職員の証言

- 社会保険事務所段階での救済(記録回復)  
 (上記の確認ができない場合は、第三者委員会へ送付)

## 新たな取扱い

- 1 現行どおり  
 □ 「従業員」であつて、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答
- 2 現行どおり  
 □ 「従業員」であつたことを確認
- 3 現行どおり  
 □ 適正な処理であつたことを示す書類等はない
- 4 左記の(1)、(2)の確認を行わないこととする  
 [確認手段]  
 なし

- (留意点)  
 本人から申立てを受ける際には、「今回の申立てににより年金記録の回復を行う場合においても、その後事業主等への調査を行う場合があり、その調査等により、仮に申立ての内容が事実と相違することが判明した場合には、判明した内容に沿つて再度記録を訂正することとなり、その結果、年金の過払いが確認できた場合には、その分を返還いただくこととなる」ことを説明した上で、申立人から署名をしていただく。
- 当該申立てを契機として、新たに事業主等への調査を行うことはしないが、約2万件戸別訪問調査等において既に当該社会保険事務所で事業主等への調査を行つており、事業主等が申立て人の事業主等への調査及び訂正処理について事実と相違ない旨の回答をしている場合は、当該事業主等の同意を得た上で、本人にその旨を説明する。
- 既に総務大臣からの「記録回復が不要」である旨の決定が行われている事業(非あつせん事業)についての再申立てである場合には、社会保険事務所段階での記録回復の対象とせず、第三者委員会に再送付する。

## 6. 9万件以外の標準報酬等の遡及訂正事案の取扱いについて

(参考2)

### 現行の取扱い

- 1 本人に、「事業主・役員 or 従業員」、「事実と相違あり or なし」、「訂正の意  
あり or なし」及び「事業主等からの説明に同意 or 同意なし」の旨を確認  
□ 「従業員」であつて、「事実と相違あり」、「訂正  
の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答
- 2 確かに「従業員」であったかの確認（雇用保険記録又は法人登記簿謄本によ  
り確認）  
□ 「従業員」であったことを確認

- 3 適正な処理であつたことを示す書類等が社会保険事務所にないかを確認  
□ 適正な処理であつたことを示す書類等はない

- 4 下記により、事実に反して訂正されていることを確認

- 事業所の全喪日以後に標準報酬月額等の遡及訂正処理が行われており(3  
条件すべてに該当する必要なし)、下記の確認手段で当時の給与や勤務の実  
態が確認できる
- 〔確認手段〕
- ① 本人が保有している書類により確認（給与明細書、源泉徴収票、預金通  
帳の写し、雇用保険受給資格者証、退職証明書等）
  - ② 上記①のほか、社会保険事務所が各種記録等により確認（雇用保険受  
給資格者証情報、厚生年金基金の記録、所得関係情報（確定申告書の  
写し等）等）

社会保険事務所段階での救済（記録回復）………A

上記の確認ができない場合は、第三者委員会へ送付

あつせんが行われた場合、救済（記録回復）………B

\* さらに、A又はBにより救済（記録回復）が行われた人の同僚被保険者  
(同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であつて、同様の遡及訂  
正処理が行われている者)であつて、「従業員」であつた者についても、社会  
保険事務所段階で救済（記録回復）

### 救済を進めるためのさらなる検討（案）

6. 9万件以外の標準報酬月額等の遡及訂正事案にについては、現行の取扱い  
による救済を引き続き進めるとともに、以下のような分析・調査を行うことを通じ  
て、さらなる救済のためのルールを作成できるかどうか等について検討を行う。
- 1 これまで救済が図られた以下の事案について、2条件のみ又は1条件のみで  
救済された事案の件数、その特徴、属性等を分析する。
  - ① 社会保険事務所段階で記録回復された事案
  - ② 第三者委員会のあつせんにより記録回復された事案
  - ③ 上記①及び②の同僚被保険者として記録回復が行われた事案

- 2 以下のケースについてサンプル調査を行う。

- (1) 6. 9万件の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する  
記録について、一定のサンプル数をとつて調査。
- (2) 過として資格喪失処理がなされた記録であつて、滞納事業所に勤務していた  
者の記録であるものについて、一定のサンプル数をとつて調査。